

令和8年度 熱供給事業者別排出係数算出マニュアル

2026年3月17日

熱供給事業者別排出係数の確認事務局

はじめに

- 2023年のSHK制度関係法令等^(注)の改正に伴い熱供給事業者別排出係数の導入が決定され、2024年度より運用が開始されています。また、2026年2月には「熱供給事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」の通達が一部改正されています。
- 本説明会では、熱供給事業者別排出係数の算出・報告方法について説明するとともに、報告様式作成のポイントを解説いたします。
- 本説明会の録画は後日アーカイブ配信いたします。リンクはアーカイブ配信申込者に送付します。
- 通達や様式については、下記資源エネルギー庁ウェブサイトよりダウンロード可能です。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/effective_use/ontaihou.html
- 様式への記入方法や排出係数の算出方法等、ご不明な点がある場合、**2026/3/31まで**は以下『ガス事業者別排出係数の確認事務局』までご連絡ください。4/1以降については、次年度の確認事務局開設までは資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室までご連絡ください。

(～2026/3/31)

『熱供給事業者別排出係数確認事務局』

株式会社三菱総合研究所

メールアドレス：gas-heat-co2ef@ml.mri.co.jp

電話：080-2578-0100（平日 9:30～17:30）

(2026/4/1～)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備室

メールアドレス：bzl-methanation@meti.go.jp

(注) 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算出に関する省令」及び「温室効果ガス算出排出量等の報告等に関する命令」

(参考) 令和7年度報告からの主な変更点

1. 熱供給事業者別排出係数、メニュー別排出係数の算定・提出時期
 - メニュー別係数の算定・提出時期について、従来通達における2月から6月に繰り延べ。事業者別排出係数はこれまでどおり6月の算定・提出のまま。
2. 熱供給事業者が調達する電気、熱の排出量算定方法
 - 算定パターンを整理するとともに、各パターンの適用条件を具体化（詳細後述）。
3. コージェネCO2排出量の電気、熱への按分方法
 - 「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に記載されている按分方法を採用する場合の条件を明確化。
4. 冷熱、温熱のメニュー別排出係数の算定方法
 - 冷温熱共用設備があり冷熱と温熱用の燃料使用量が区別できない場合でも、按分による算定を許容。
5. 様式修正
 - 大きな変更点は「表6-1」～「表6-3」の追加（2.への対応）、及び従来の「表紙（メニュー別）」の削除。
 - その他細かな形式面も修正されているため、上記シートを使用しない事業者も最新の様式を用いること。

目次

1. 総論

2. 基礎排出係数

3. 調整後排出係数

4. 様式の記入例

FAQ

1. 総論

特定排出者による他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算出

- SHK制度に基づき、特定排出者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を国に報告する際、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量は、
 - ①熱供給事業者別排出係数、
 - ②実測等に基づく係数、
 - ③環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数（代替値）のいずれかを用いて算出する（注）。
- 本説明会は、①の算定方法に関する内容を解説するものである。

他人から供給された熱の使用によるCO2排出量

=

他人から供給された熱の使用量

×

①熱供給事業者別排出係数

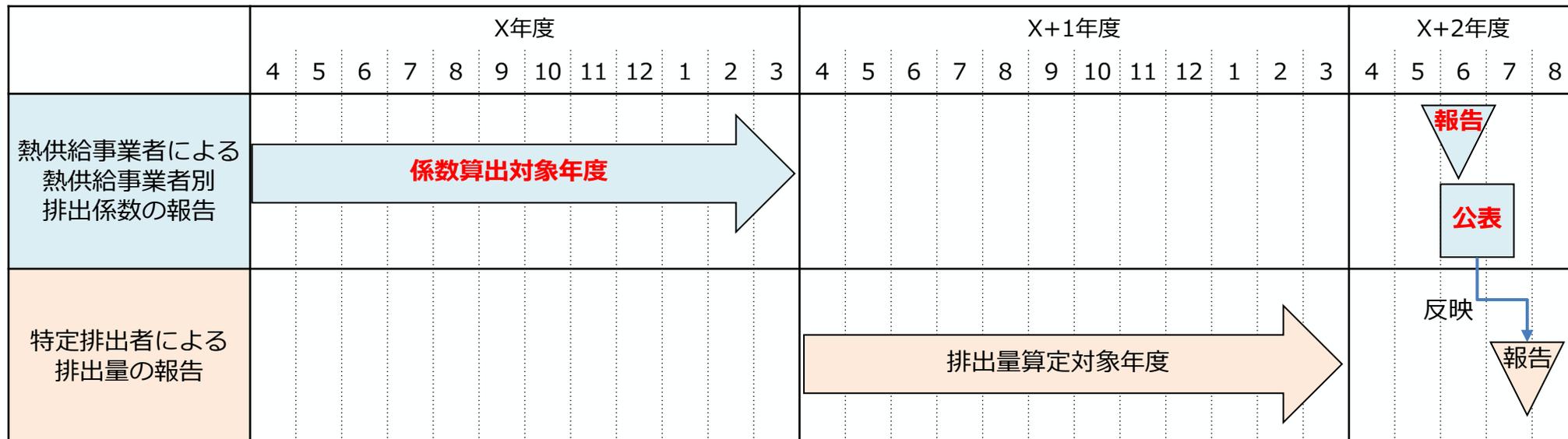
②実測等に基づく係数

③代替値

（注）①により算出することができないときは②、②により算出することができないときは③を用いる。

熱供給事業者別排出係数の公表時期

- 「熱供給事業者別排出係数」の公表を希望する場合は、係数算出対象年度の「基礎排出係数」及び「調整後排出係数」を算出の上、期日（2026年6月5日）までに様式を提出する。
 - ✓ 熱事業者別排出係数の「係数算出対象年度」は、特定排出者の「排出量算出対象年度」の前年度である。
- 提出された排出係数は事務局による確認後、6月末目途に環境省ウェブサイトにおいて公表される。
(<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>)
- 当該排出係数は公表後「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」に反映され、特定排出者による排出量算出に利用することが可能となる。



2. 基礎排出係数

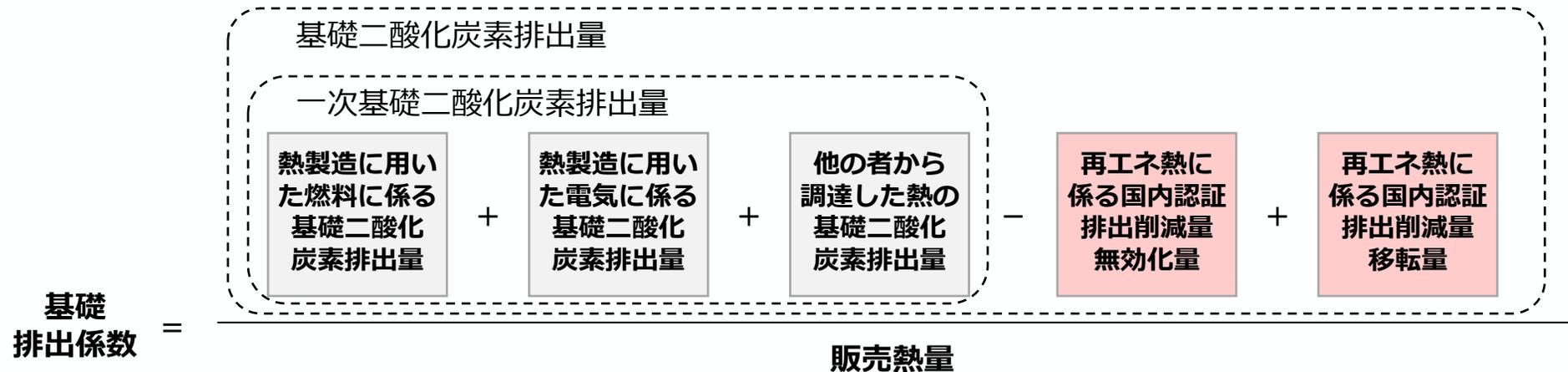
2.1 事業者別基礎排出係数の算出

2.2 メニュー別基礎排出係数の算出

2.1 事業者別基礎排出係数の算出

(1) 基礎排出係数の算出方法

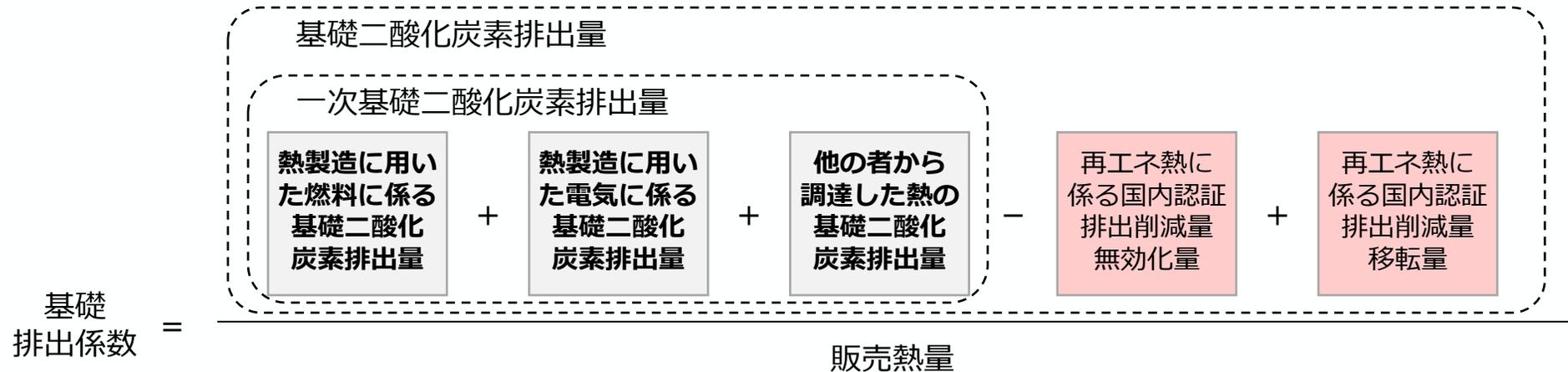
- 「基礎排出係数」は、「基礎二酸化炭素排出量」を「販売熱量」で除して算出する。
- 「基礎二酸化炭素排出量」は、「一次基礎二酸化炭素排出量」から無効化した「再エネ熱に係る国内認証排出削減量」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「再エネ熱に係る国内認証排出削減量」を他の者に移転した場合は、その移転量を加える。
- 販売熱量は、熱供給事業者が小売供給した熱量とする。



2.1 事業者別基礎排出係数の算出

(2) 基礎排出係数の算出方法

- 「一次基礎二酸化炭素排出量」は、「熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量」に「熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」及び「他の者から調達した熱に係る基礎二酸化炭素排出量」を加えて算定する。



2.1 事業者別基礎排出係数の算出

(2) 熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量の算出方法

- 「熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量」は、「燃料使用量」に「単位発熱量」、「排出係数」及び「44/12」を乗じて算定する。
- 燃料として都市ガスを使用し、「ガス事業者別排出係数」が公表されている場合は、当該事業者の基礎二酸化炭素排出係数を乗じて算定する。公表されていない場合には実測等に基づく排出係数又は代替値を利用する。

都市ガス以外	熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量	=	燃料使用量	×	単位発熱量	×	排出係数	×	44/12
都市ガス	熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量	=	燃料使用量	×	排出係数				

(3) 熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量の算出方法

- 「熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」は、「電気使用量」に「排出係数」を乗じ、「電力証書」の「無効化量」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「電力証書」を他の者に移転した場合は、その「移転量」を加える。
- 電気事業者から電気を購入し、「事業者別排出係数」が公表されている場合は、当該事業者の基礎二酸化炭素排出係数を乗じて算定する。公表されていない場合には実測等に基づく排出係数又は代替値を利用する。

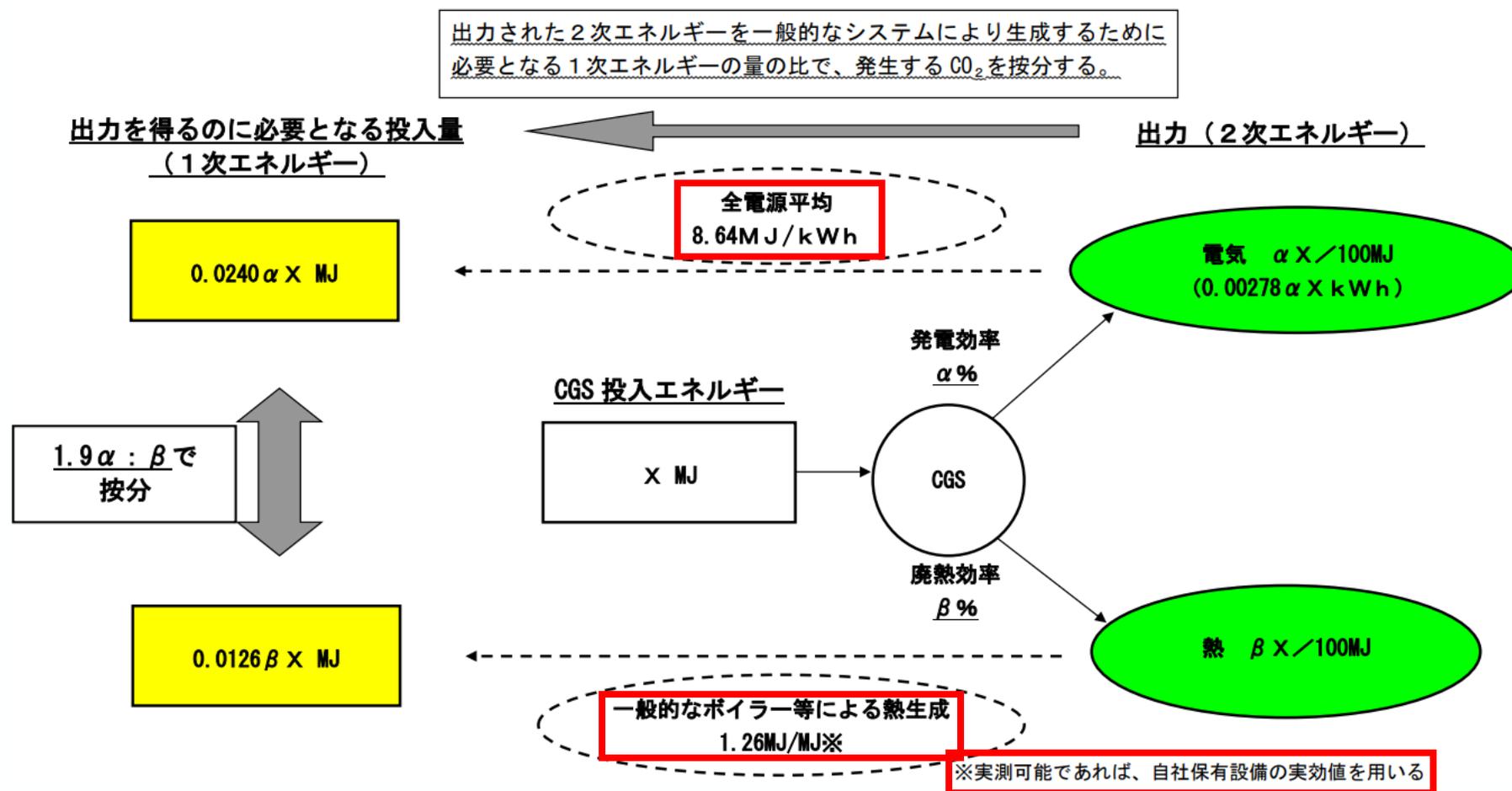
$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\text{熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量}} & = & \boxed{\text{電気使用量}} & \times & \boxed{\text{排出係数}} & - & \boxed{\text{再エネ電気に係る国内認証排出削減量無効化量}} & + & \boxed{\text{再エネ電気に係る国内認証排出削減量移転量}}
 \end{array}$$

分類	算定方法
A) 小売電気事業者/一般送配電事業者から受電している場合 (ビルオーナーが電気事業者から受電した電気を、そのまま熱供給事業者がテナントとして供給を受けている場合も本分類に該当)	調達電力量×国が公表している電気事業者ごとの基礎二酸化炭素排出係数
B) 自身が小売電気事業者を兼ねており日本卸電力取引所や発電者等から電気を調達している場合	a、b、cの合計量 + (固定価格買取及び非FIT非化石電気の調達による調整電力量) × 全国平均係数
a) 日本卸電力取引所から調達している場合	調達電力量×日本卸電力取引所が公表している排出係数
b) 発電者から調達している場合	調達電力量×発電者が算定した排出係数
c) 特定卸供給事業者から調達している場合	調達電力量×特定卸供給事業者が算定した基礎排出係数
c) 調達電力量は判明するが、排出係数が特定できない場合	調達電力量×代替値

2.1 事業者別基礎排出係数の算出

(4) コージェネレーションの扱い①

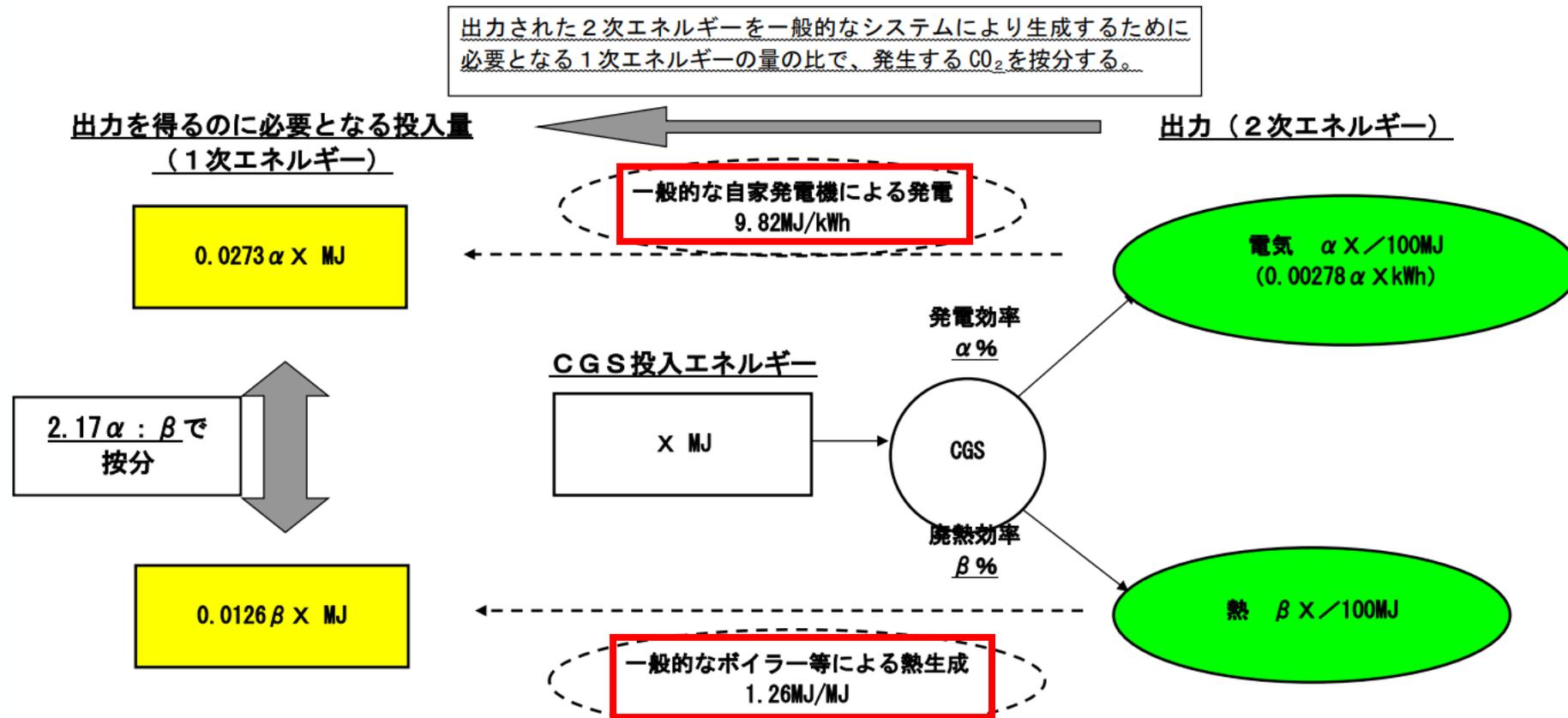
- コージェネレーションシステムによる発電については、生成された電気・熱を作る際に必要であった一次エネルギー量をそれぞれ仮定し、二酸化炭素の量を按分する。原則として、電気は系統電力の全電源平均、熱は一般的なボイラー等による熱生成の効率又は実測値で割り戻して仮定する。



2.1 事業者別基礎排出係数の算出

(4) コージェネレーションの扱い②

- 熱供給事業者が電気事業者を兼ねており、そのコージェネレーションシステムで生成した電気を他の者に供給している場合、「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に記載されている按分方法で算定する。



熱について、自社保有設備の実効値の適用は不可

(5) 他の者から調達した熱の基礎二酸化炭素排出量の算出方法

- 他の者から調達した熱の基礎二酸化炭素排出量については、以下の調達先から得られる情報に応じて算定した i 及び ii の合計量とする。
- なお、調達した熱が廃棄物の焼却に係る廃熱を回収したものである場合、排出係数を零として算定する。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{他の者から} \\ \text{調達した熱の} \\ \text{基礎二酸化} \\ \text{炭素排出量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{熱使用量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{排出係数} \\ \hline \end{array}$$

分類	算定方法
i) 調達先が熱供給事業者であり、かつ、提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合	調達電力量×調達先の熱供給事業者の一次基礎二酸化炭素排出量を販売熱量で除して算出した排出係数
ii) 調達先が熱供給事業者以外である、又は提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合	調達熱量×代替値

(6) 利用可能なクレジット等

- 「基礎二酸化炭素排出量」の算出に用いることができる「クレジット等」は、以下の5種類である。
 - ①国内クレジット、②オフセット・クレジット、③J-クレジット、④グリーンエネルギーCO2削減相当量、⑤非化石証書
- 電気に係る証書については、熱の製造に使用した電気の使用に伴う一次基礎二酸化炭素排出量を上限とする。**
 ただし、**非化石証書については電気事業者・登録特定送配電事業者から供給された電気分を上限とする。**
 - ✓ ビルオーナーが電気事業者から受電した電気をそのまま熱供給事業者がテナントとして供給を受けている場合、電気事業者から受電していると見なし、非化石証書の利用が可能。ビルオーナーが自家発を保有しており、電気事業者からの受電電気と自家発電電気が一緒になって熱供給事業者に供給されている場合、非化石証書の利用は不可。
- 熱に係る証書については、一次基礎二酸化炭素排出量の合計を上限とする。

	国内認証排出削減量				非化石証書	海外認証排出削減量
	国内クレジット制度	オフセット・クレジット制度	J-クレジット制度	グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度		
電気に係るもの	●				●	
再エネ熱に係るもの	●					
その他						

熱の製造に使用した電気の使用に伴う基礎CO2排出量を上限
 ※ 他者に移転した認証排出削減量は減ずる

熱の製造に使用した、電気事業者・登録特定送配電事業者から供給された電気の使用に伴う基礎CO2排出量を上限

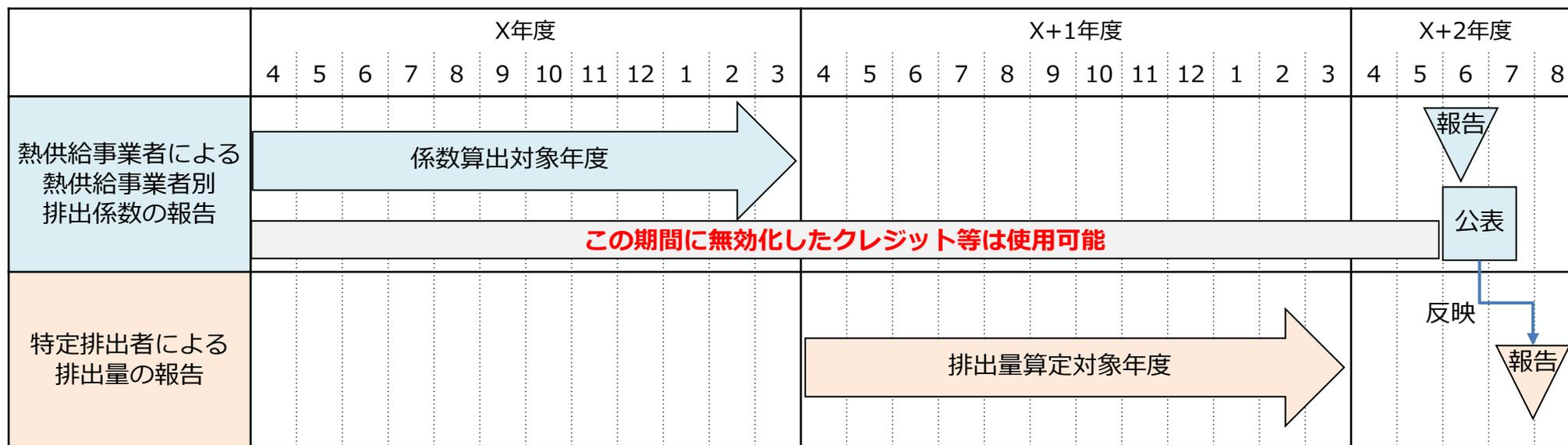
一次基礎二酸化炭素排出量合計を上限
 ※ 他者に移転した認証排出削減量は減ずる

※ 斜線のクレジット種類は使用不可、黒塗りは該当するクレジット種類が存在しないことを指す

3.1 事業者別調整後排出係数の算出

(7) クレジット等の利用要件

- 「基礎二酸化炭素排出量」の算定に用いることができる「クレジット等」は、「係数算出対象年度」、特定排出者の「排出量算定対象年度」及び翌年度の4月1日～5月31日までの間に無効化^(注)されたものである。



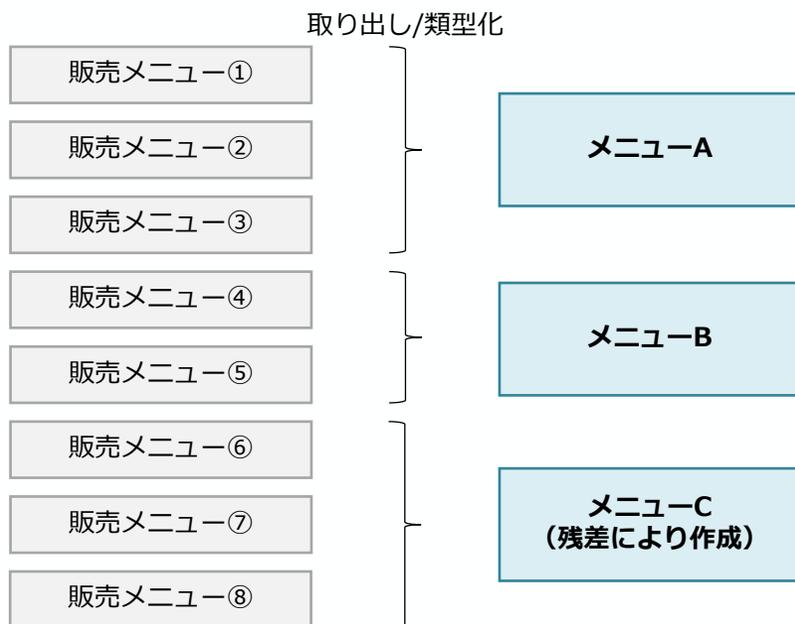
(注) 4月1日～5月31日までの間に無効化のために用いたクレジット等は、翌年度以降の排出係数の算定に用いることはできない。

2.2 メニュー別基礎排出係数の算出

(1) 料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別排出係数」の公表を希望する場合は、複数の「需要家側のニーズが高いと考えられる料金メニューに係る係数」と「残差により作成した係数」を作成する。
- その際、「販売メニュー」の一部を取り出したり、複数の「販売メニュー」を類型化したりする等の方法により設定する。

メニュー別排出係数の作成イメージ



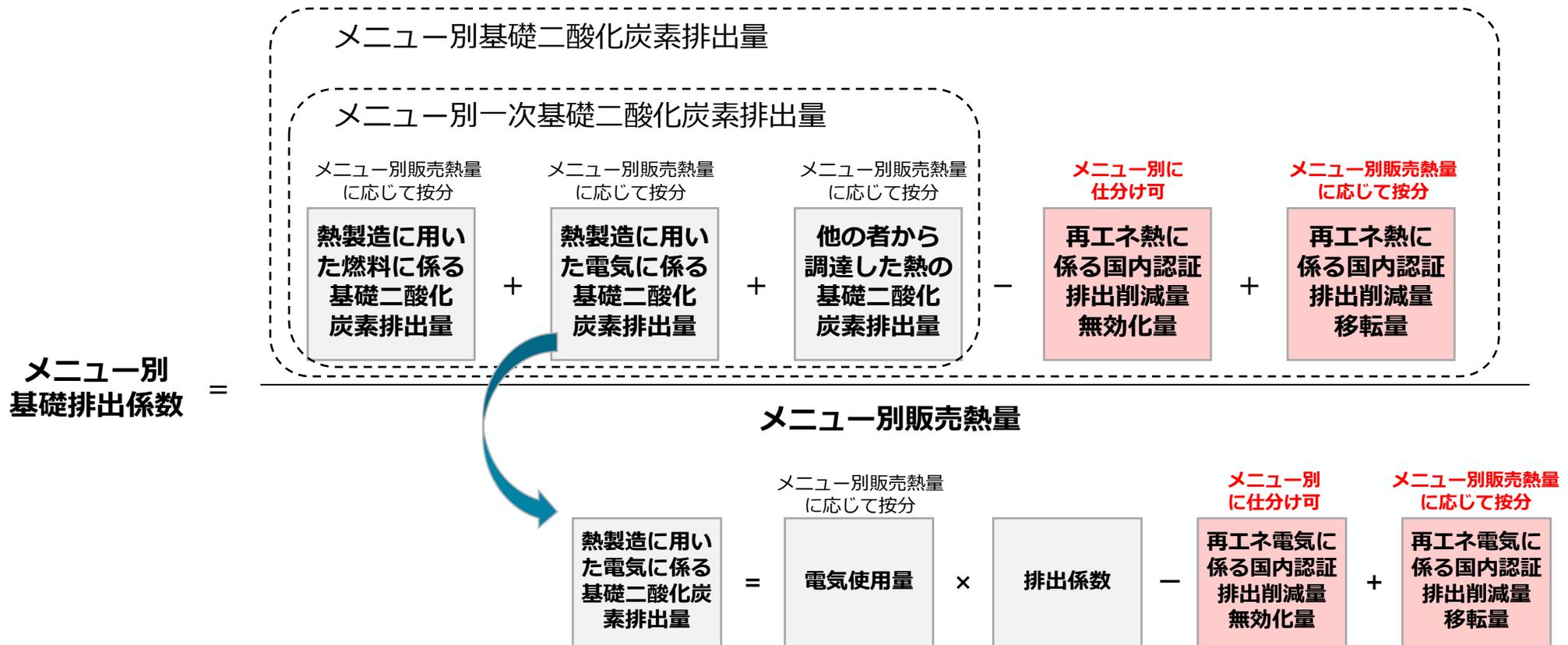
メニュー別排出係数の公表イメージ

	基礎排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	調整後排出係数 (t-CO ₂ /GJ)
メニューA	0.0000	0.0000
メニューB	0.0421	0.0000
メニューC (残差)	0.0531	0.0514
事業者全体	0.0522	0.0503

2.2 メニュー別基礎排出係数の算出

(2) メニュー別基礎排出係数の算出

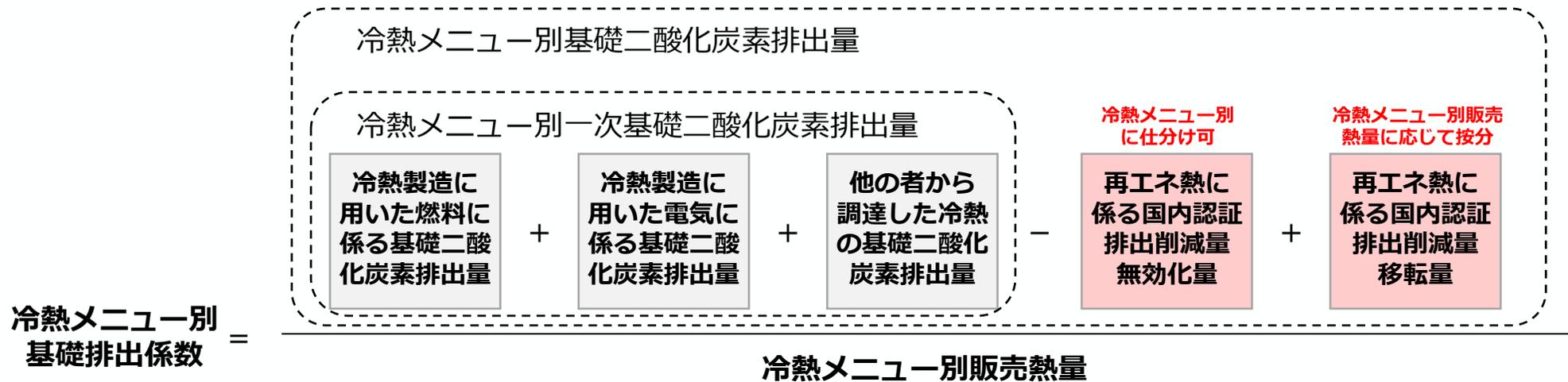
- 「メニュー別基礎排出係数」は、「メニュー別基礎二酸化炭素排出量」を「販売ガス量」で除して算出する。
 - 「メニュー別二酸化炭素排出量」は、「メニュー別一次基礎二酸化炭素排出量」から任意に仕分けした「熱証書」の無効化量を控除して算定する。自らが製造した「熱証書」を他の者に移転した場合は、メニュー別販売熱量に応じて按分した「移転量」を加える。
- ✓ 「熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」の算出に用いる「電力証書」の無効化量、移転量も同様の扱い。



2.2 メニュー別基礎排出係数の算出

(3) 冷熱・温熱メニュー別基礎二酸化炭素排出量の算出①

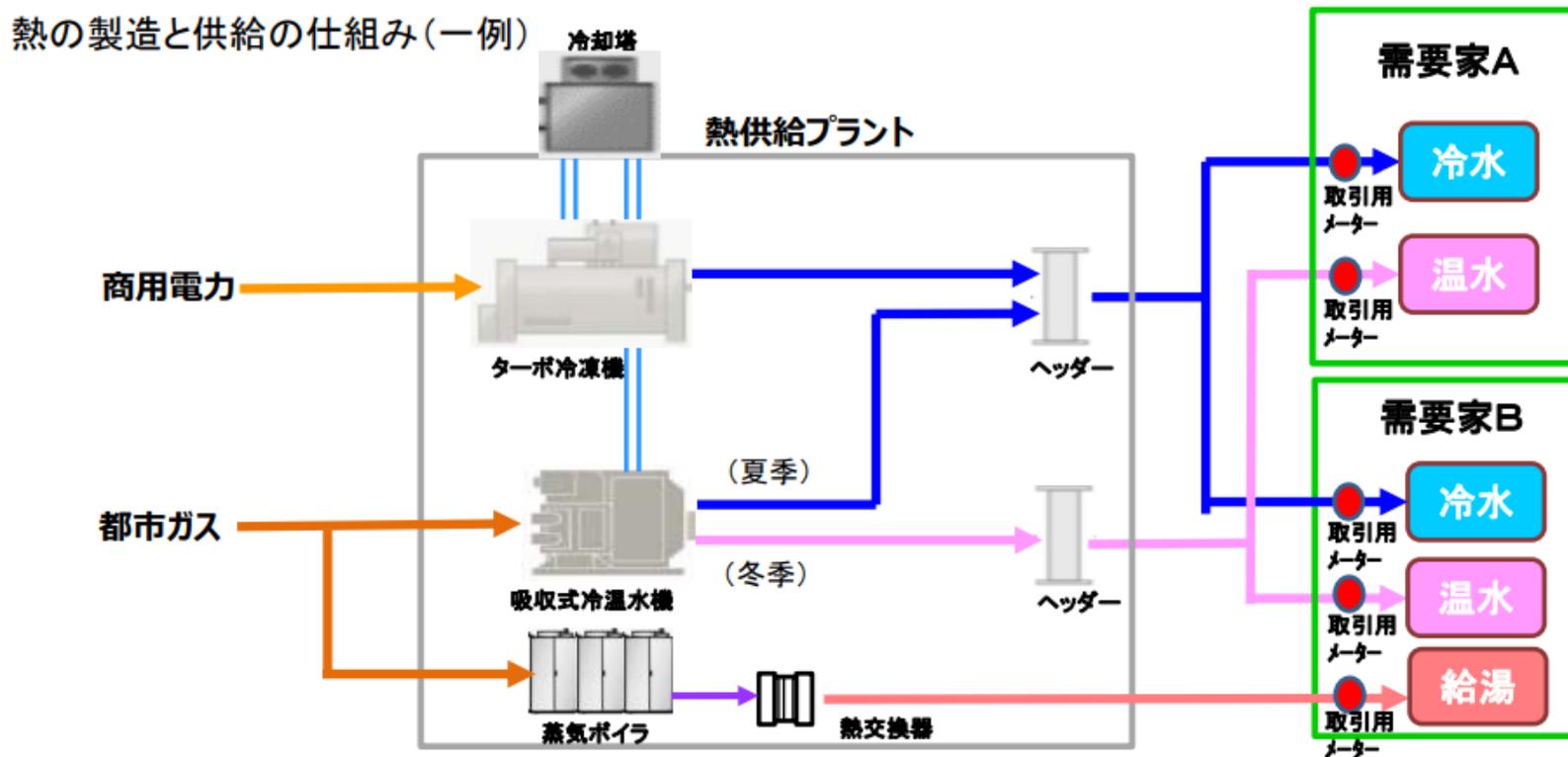
- 冷熱と温熱に分けてメニューを提供する際の「冷熱・温熱メニュー別一次基礎二酸化炭素排出量」は、冷熱・温熱製造に用いた燃料・電気、他の者から調達した冷熱・温熱を元に算定する。
- 「再エネ熱に係る国内認証排出削減量無効化量」は冷熱メニュー別に任意に仕分け可能。他方、「同移転量」は冷熱メニュー別販売量に応じて按分する。
 - ✓ 「冷熱/温熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」の算出に用いる「再エネ熱に係る国内認証排出削減量無効化量」、「同移転量」も同様。



※温熱のみのメニューを設定する場合も同様

(3) 冷熱・温熱メニュー別基礎二酸化炭素排出量の算出②

- 次図の場合、ターボ冷凍機は冷熱専用、蒸気ボイラは温熱専用設備のため、ターボ冷凍機用での電気使用量を「冷熱製造に用いた電気に係る基礎二酸化炭素排出量」の算出、蒸気ボイラでの都市ガス消費量を「温熱製造に用いた燃料に係る基礎二酸化炭素排出量」の算出に用いる。
- 吸収式冷温水機は冷温熱共用設備のため、冷熱製造に用いた都市ガス消費量、温熱製造に用いた都市ガス消費量を区別して把握することができない場合、按分による推計を認める。



3. 調整後排出係数

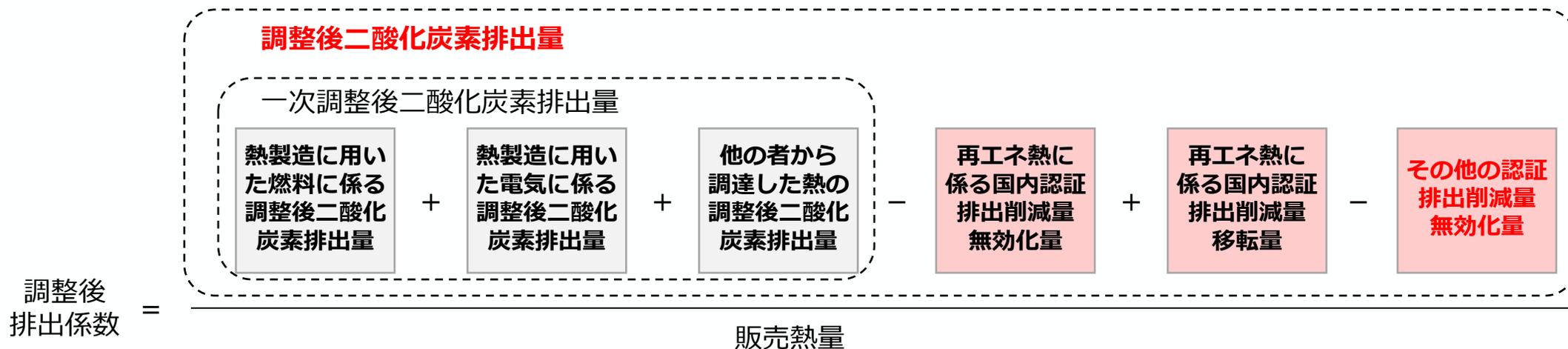
3.1 事業者別調整後排出係数の算出

3.2 メニュー別調整後排出係数の算出

3.1 事業者別調整後排出係数の算出

(1) 調整後排出係数の算出方法

- 「調整後排出係数」は、「調整後二酸化炭素排出量」を「販売熱量」で除して算出する。
- 「調整後二酸化炭素排出量」は、「一次調整後二酸化炭素排出量」から「熱証書」及び「その他のクレジット」を控除して算定する。ただし、自らが製造した「熱証書」を他の者に移転した場合は、その「移転量」を加える。



3.1 事業者別調整後排出係数の算出

(2) 利用可能なクレジット等

- 「調整後二酸化炭素排出量」の算出に用いることができる「クレジット等」は、以下の6種類である。
 - ①国内クレジット制度、②オフセット・クレジット制度、③J-クレジット制度、④グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度、⑤非化石証書、⑥海外認証排出削減量
- 「電力証書」の利用制限は、基礎二酸化炭素排出量と同様である。

	国内認証排出削減量				非化石証書	海外認証排出削減量
	国内クレジット制度	オフセット・クレジット制度	J-クレジット制度	グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度		
電気に係るもの				●	●	
再エネ熱に係るもの						
その他			●			

熱の製造に使用した電気の使用に伴う調整後CO2排出量を上限

熱の製造に使用した、電気事業者・登録特定送配電事業者から供給された電気の使用に伴う調整後CO2排出量を上限

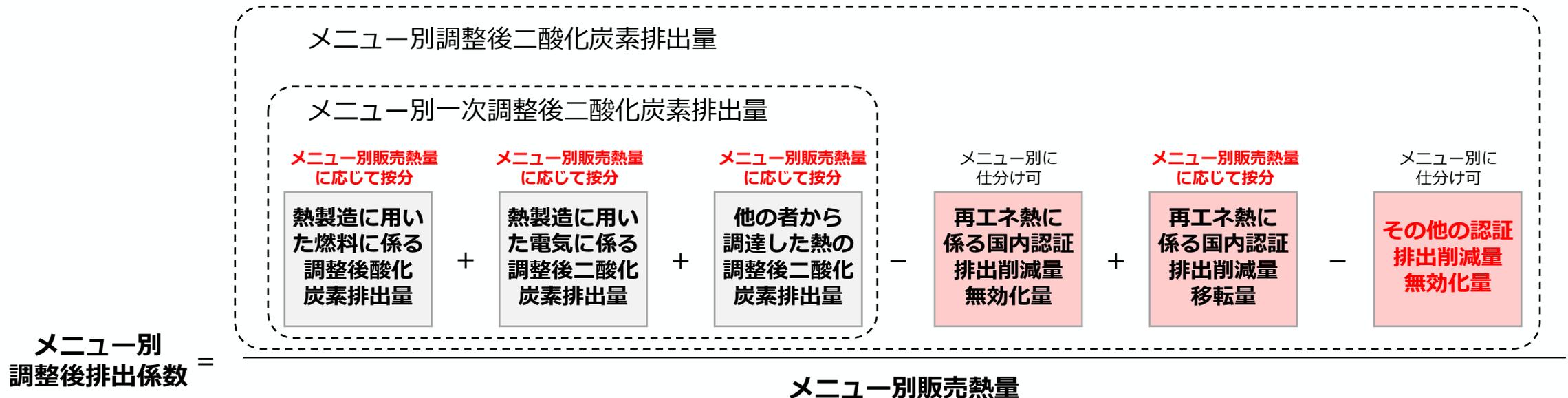
調整後CO2排出量合計を上限

※ 黒塗りは該当するクレジット種類が存在しないことを指す

3.2 メニュー別調整後排出係数の算出

(1) 料金メニューに応じた排出係数の設定

- 「メニュー別調整後排出係数」は、「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」を「メニュー別販売熱量」で除して算出する。
- 「メニュー別調整後二酸化炭素排出量」は、「メニュー別一次調整後二酸化炭素排出量」から任意に仕分けした「認証排出削減量無効化量」を控除して算定する。ただし、熱供給事業者が製造する再エネ熱に係る国内認証排出削減量を他の者に移転した場合は、その移転量をメニュー別販売熱量に応じて按分した上で加えなければならない。
- 冷熱・温熱メニュー別一次調整後排出係数の算出方法は、基本的に同様である。



4. 様式記入例

※全シートについて記入例を示していない点に留意
記入例がないシートについては、他シートの例を参考に記載すること。

4. 様式記入例

表紙

原則として令和6年度実績を報告
(メニュー新設事業者は令和7年度実績)

<<表紙>>

温対法における特定排出者の他の者から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定等に用いられる排出係数
(令和〇〇年度実績)

日付
事業者名
営業地域名

地域ごとに公表を行う場合、
供給地域を入力 (Excelを
地域毎に作成)

基礎排出係数 (t-CO2/GJ) = (一次基礎二酸化炭素排出量 - 国内取戻排出削減量調整無効化量^(注1) + 自らが製造した再生可能エネルギー熱に係る国内取戻排出削減量を他の者に移転した量) ÷ 販売熱量

(注1) 再生可能エネルギー熱に係るものに限る。

調整後排出係数 (t-CO2/GJ) = (一次調整後二酸化炭素排出量 - 国内取戻排出削減量調整無効化量^(注2) - 海外取戻排出削減量調整無効化量) ÷ 販売熱量

(注2) 電気に係る国内取戻排出削減量等及び他の者に移転した国内取戻排出削減量を除く。

熱の取引に用いる計量器に
おける熱の供給量を記載

【事業者別または営業地域別】

【販売熱量 (GJ)】	【二酸化炭素排出量 (t-CO2)】	【二酸化炭素排出係数 (t-CO2/GJ)】
販売熱量※	一次基礎二酸化炭素排出量	
	0	
	基礎二酸化炭素排出量	基礎排出係数
	0	0.0000
	一次調整後二酸化炭素排出量	
	0	
	調整後二酸化炭素排出量	調整後排出係数
	0	0.0000

※販売熱量には自社他地域への熱輸送量を含む(以降同様)

全シート共通：
黄色網掛け：熱供給事業者による入力セル
水色網掛け：自動計算

前年度の報告内容と大きく乖離
する場合に、要因を記載

【前年度報告との比較・分析】

販売熱量 (GJ)	二酸化炭素排出量 (t-CO2)	二酸化炭素排出係数 (t-CO2/GJ)	差異分析
	(基礎二酸化炭素排出量)	(基礎排出係数)	
	(一次調整後二酸化炭素排出量)		
	(調整後二酸化炭素排出量)	(調整後排出係数)	

4. 様式記入例

表1

<<表1>>

熱の製造に伴い排出された一次二酸化炭素排出量
(令和〇〇年度実績)

事業者名

営業地名

1. 自ら製造した熱

ア. 熱製造に用いた燃料

① 燃料使用量が判明する場合

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{燃料種別発熱量} \times \text{燃料種別排出係数} \times 44 / 12$$

② 燃料が都市ガスの場合

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{都市ガス使用量} \times \text{調達先の事業者別排出係数}^{(注1)}$$

(注1) 一次基礎二酸化炭素排出量を求めるには事業者別基礎排出係数を、一次調整後二酸化炭素排出量を求めるには事業者別調整後排出係数を用いる。

燃料ごとの使用量を記載

<燃料種と使用量>

燃料種	燃料使用量	燃料種別発熱量	総発熱量(GJ)	燃料種別排出係数(t-C/GJ)	二酸化炭素排出量(t-CO2)
輸入原料炭	t	28.7 GJ/t	0.0	0.0246	0
コークス用原料炭	t	28.9 GJ/t	0.0	0	
吹込用原料炭	t	28.3 GJ/t	0.0	0	
輸入一般炭	t	26.1 GJ/t	0.0	0	

調達先のガス事業者が事業者別排出係数を公表している場合、当該排出係数を入力。公表していない場合は代替値を入力。

<都市ガスを使用している場合>

ガス事業者の名称	都市ガス使用量(千m3)	事業者等別基礎排出係数(t-CO2/千m3)	一次基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	事業者別調整後排出係数(t-CO2/千m3)	一次調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)
小計	0	-	0	-	0

4. 様式記入例

表1

イ. 熱製造に用いた電気

①電気事業者から電気を購入し、事業者等別二酸化炭素排出係数が判明する場合(固定価格買取制度及び非FIT非化石電源より調達したものを除く)

二酸化炭素排出量 = 調達電力量 × 事業者等別二酸化炭素排出係数

事業者別排出係数を記載
(JEPXから調達している
場合はJEPXの排出係数)

事業者の名称	調達電力量(kWh)	事業者等別基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	一次基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)	事業者等別調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO2)
小計	0	-	0	-	0

①電気事業者以外から電気を購入し、事業者等別二酸化炭素排出係数が判明する場合(固定価格買取制度及び非FIT非化石電源より調達したものを除く)

二酸化炭素排出量 = 調達電力量 × 事業者等別二酸化炭素排出係数

別途、排出係数の算定根拠
についても添付すること

事業者の名称	調達電力量(kWh)	事業者等別基礎排出係数 (t-CO2/kWh)	一次基礎二酸化炭素排出量 (t-CO2)	事業者等別調整後排出係数 (t-CO2/kWh)	一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO2)
小計	0	-	0	-	0

新規

②事業者等別二酸化炭素排出係数が判明しない場合(固定価格買取制度で電気調達したものを除く)

二酸化炭素排出量 = 調達電力量 × 代替値

事業者の名称	調達電力量(kWh)	代替値(t-CO2/kWh)	二酸化炭素排出量(t-CO2)
小計	0	-	0

4. 様式記入例

表1

2. 他の者から供給された熱(自社他地域からの熱融通も含む)

①提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できる場合

二酸化炭素排出量 = 調達熱量 × 情報に応じ算出できる排出係数

別途、排出係数の算定根拠
についても添付すること

事業者の名称	調達熱量(GJ)	情報に応じ算出できる排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	一次基礎二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	情報に応じ算出できる調整後排出係数 (t-CO ₂ /GJ)	一次調整後二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
小計	0	-	0	-	0

②提供された熱の生成に用いた燃料や電気等の情報が特定できない場合

二酸化炭素排出量 = 調達熱量 × 代替値

事業者の名称	調達熱量(GJ)	省令の排出係数(t-CO ₂ /GJ)	二酸化炭素排出量(t-CO ₂)
小計	0	-	0

4. 様式記入例

表2

《表2》

自ら製造した熱のうち、コジェネレーションシステムを活用して製造した熱
(令和〇〇年度実績)

事業者名
営業地域名

表1に記載した値の内数として記載

当該コジェネレーションシステムの燃料と使用量

燃料の種類	
燃料使用量	千m3
二酸化炭素排出量(t-CO2)	

←左セルに表1の<燃料種と使用量>に
準じて単位を記載のこと

表1を参考に自身で算定して記載

P12、13を参考に算定し、
記載

新規

	出力(2次エネルギー)		出力を得るのに必要となる投入量 (1次エネルギー)		二酸化炭素排出量(t-CO2)
電気	0	kWh		MJ	0
うち熱源用		kWh		MJ	0
うちその他		kWh		MJ	0
熱		MJ		MJ	0

自社保有設備の実効率(MJ/MJ)

把握可能であり、上記1次エネルギー
算定に用いていた場合、入力

備考

※当該コジェネレーションシステムが、その生成した電気を他の者に供給し、その際に発生した二酸化炭素排出量が電気事業者の事業者ごとの排出係数の計算又は特定排出者の排出量計算に用いられている場合はその旨を記載すること。

4. 様式記入例

表3

J-クレジット/国内クレジット
/オフセット・クレジット

《表3》

自ら排出量調整無効化したJ-クレジット制度等^(注1)による認証排出削減量
(令和〇〇年度実績)

事業者名

営業地域名

	削減量の種別	再生エネルギー ^(注2) に係る排出量調整無効化量(t-CO ₂)	再生エネルギー ^(注3) に係る排出量調整無効化量(t-CO ₂)	他の排出量調整無効化量(t-CO ₂)	特定番号	排出量調整無効化日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
合計		0	0	0		

プロジェクト種別
に応じて記載

(注1) 通達別紙1に定めるJ-クレジット制度、国内クレジット制度、オフセット・クレジット制度をいう。

(注2) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

(注3) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を熱に変換する設備及びその附属設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる熱をいう。

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、当該熱供給事業者が排出量調整無効化を行ったことを確認できる書類を添付すること。

※本表に記載した全ての国内認証排出削減量については、特定排出者(自社を含む)が温対法第26条に基づき国に報告する調整後温室効果ガス排出量の算定に用いることはできない。

※サンプル

口座保有事業者名 殿
(口座番号 : JP-100-20000-00001-XXXXX-00)

XXXXXXXXXX
YYYY年MM月DD日

J-クレジット制度管理者

無効化通知書

J-クレジット制度実施要綱3. 2に基づく無効化申請の結果として、下記のとおり、J-クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号 JP-20000-00000-XXXXX
 口座種別 J-クレジット用 無効化口座
 口座番号 JP-100-20000-00000-00400-00
 処理日 yyyy年mm月dd日

クレジット情報

項番	種別	クレジット特定番号			
		数量 (t-CO ₂)	省エネルギー量 (kl:原油換算)	再生エネルギー (電力:MWh)	再生エネルギー (熱:GJ)
1	AAA	BBBBBBB:プロジェクト名			
		ZZZ-000-000-000-000-000	~	ZZZ-000-000-000-000-000	
2	CCC	DDDDDDD:プロジェクト名			
		ZZZ-000-000-000-000-000	~	ZZZ-000-000-000-000-000	
合計		XX	XX	XX	XX

以上

<用途>

「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

<クレジット利用法人・利用期間>

入力されたクレジット利用法人名が印字されます

入力されたクレジット利用期間が印字されます

<目的詳細>

入力された無効化目的の詳細が印字されます

4. 様式記入例

J-クレジットの無効化手続きにおける注意点

- J-クレジット無効化通知書の用途・目的は、「熱供給事業者の調整後排出係数もしくはメニュー別調整後排出係数の調整」とすること。それ以外の用途・目的が記載された無効化通知書は受理できない。

※サンプル

口座保有事業者名 殿
(口座番号：JP-100-20000-00001-XXXX-00)

XXXXXXXXXX
YYYY年MM月DD日

J-クレジット制度管理者

無効化通知書

J-クレジット制度実施要綱3. 2に基づく無効化申請の結果として、下記のとおり、J-クレジット登録簿システムに処理したので、お知らせします。

記

トランザクション番号 JP-20000-00000-XXXX

口座種別 J-クレジット用 無効化口座

口座番号 JP-100-20000-00000-00400-00

処理日 yyyy年mm月dd日

クレジット情報

項番	種別	クレジット特定番号			
		数量 (t-CO ₂)	省エネルギー量 (kl:原油換算)	再エネ算定量 (電力:MWh)	再エネ算定量 (熱:GJ)
1	AAA	BBBBBB:プロジェクト名			
		ZZZ-000-000-000-000-000 ~ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
2	CCC	DDDDDD:プロジェクト名			
		ZZZ-000-000-000-000-000 ~ ZZZ-000-000-000-000-000			
		XX	XX	XX	XX
合計		XX	XX	XX	XX

以上

<用途>
「①用途の選択」で選択した用途が印字されます

<クレジット利用法人・利用期間>
入力されたクレジット利用法人名が印字されます
入力されたクレジット利用期間が印字されます

<目的詳細>
入力された無効化目的の詳細が印字されます

- ご不明な点はJ-クレジット制度事務局にお問い合わせください。
Tel: 050-5545-6516 (受付時間: 平日9:30~12:00、13:00~18:00)
E-mail: jcre_helpdesk@am.nttdata.co.jp
- J-クレジット制度事務局による以下の資料もご参照ください。
https://www.japancredit.go.jp/case/law/#kouridenki_pagelink

<用途> 温対法での報告: 調整後排出係数の調整

<クレジット利用法人> 熱供給事業者名

- ガス事業者ごとの調整後排出係数の調整の場合
例: XXXX年度 (YYYY年度実績) の温対法報告における熱供給事業者ごとの調整後排出係数の調整のため
- メニュー別の調整後排出係数の調整の場合
例: XXXX年度 (YYYY年度実績) のメニューXにおける調整後排出係数の調整のため

4. 様式記入例

表8-1

《表8-1》

**非化石電源二酸化炭素削減相当量(FIT非化石証書分)
(令和〇〇年度実績)**

事業者名 _____
営業地域名 _____

非化石電源二酸化炭素削減相当量 = 取得したFIT非化石証書の電力量 × 全国平均係数 × FIT非化石証書補正率

取得したFIT非化石証書の電力量(kWh)	全国平均係数(t-CO ₂ /kWh)	FIT非化石証書補正率	非化石電源二酸化炭素削減相当量(t-CO ₂)
[]	[]	[]	0

※本表に記載した取得した非化石証書の量について、卸電力取引所より、当該非化石証書の口座保有量を証するものを書面にて入手の上、その写しを添付すること。

全国平均係数・FIT非化石証書補正率は、経済産業省の公表する数値を入力

全国平均係数(t-CO ₂ /kWh)	0.000423
FIT補正率	1.01
非FIT補正率	1.01

非化石証書口座保有量証明書



〇〇電力株式会社

一般社団法人
日本卸電力取引所

x年x月x日
東京都港区芝浦一丁目7番14号
一般社団法人日本卸電力取引所



非化石証書口座保有量証明書(XX 年度)

非化石価値取引規定第23条第4項に規定する2022年度対象の非化石証書の口座保有量について、下記の通り通知します。

記

種別	非化石証書保有量(kWh)
FIT	xxx
非FIT 再エネ指定あり	xyy
非FIT 再エネ指定なし	yxy
合計	xyxx

以上

4. 様式記入例

表1 (メニュー別)

<<表1(メニュー別)>>

熱の製造に伴い排出されたメニュー別二酸化炭素排出量
(令和〇〇年度実績)

事業名
営業地域名

〇基礎排出係数

メニュー	販売熱量(GJ)	クレジット等による控除をする前の一次基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気に係る国内総排出削減量等(t-CO2)	熱に係る国内総排出削減量(t-CO2)	固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気に係る国内総排出削減量の移動量(t-CO2)	熱に係る国内総排出削減量の移動量(t-CO2)	電気及び熱に係るものを除くJ-クレジット等移動量(t-CO2)	メニュー別基礎二酸化炭素排出量(t-CO2)	メニュー別基礎排出係数(t-CO2/GJ)
メニューA		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000
メニューB		0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000
調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000
全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000

※メニュー別排出係数について記入欄が不足する場合は別途、函に申し出ること(「調整」により作成した係数」は最終行に設定するものとする)。

〇調整後排出係数

メニュー	販売熱量(GJ)	クレジット等による控除をする前の一次調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気に係る国内総排出削減量等(t-CO2)	熱に係る国内総排出削減量(t-CO2)	電気及び熱に係るものを除く国内及び海外総排出削減量(t-CO2)	固定価格買取・非FIT非化石電気の調達による調整二酸化炭素排出量(t-CO2)	電気に係る国内総排出削減量の移動量(t-CO2)	熱に係る国内総排出削減量の移動量(t-CO2)	電気及び熱に係るものを除くJ-クレジット等移動量(t-CO2)	メニュー別調整後二酸化炭素排出量(t-CO2)	メニュー別調整後排出係数(t-CO2/GJ)
メニューA	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000
メニューB	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000
調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000
全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0000

※メニュー別排出係数について記入欄が不足する場合は別途、函に申し出ること(「調整」により作成した係数」は最終行に設定するものとする)。

「販売熱量」を販売実績に応じて仕分ける
(販売メニューの一部の取出し、複数メニューの
類型化は任意に可能。)

4. 様式記入例

表2 (メニュー別)

クレジット等をメニューごとに任意に仕分ける。

表2(メニュー別)

排出量調整無効化等した国内及び海外認証排出削減量等 (令和〇〇年度実績)				
事業者名				
営業地域名				

(表3) 再エネ電気に係る自ら排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表3) 再エネ熱に係る自ら排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表3) 再エネ電気及び再エネ熱に係るものを除く自ら排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表4) 再エネ電気に係る自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表4) 再エネ熱に係る自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表4) 再エネ電気及び再エネ熱に係るものを除く自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した国内認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表5) 自ら排出量調整無効化等した海外認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表6) 自らの代わりに他の者が排出量調整無効化等した海外認証排出削減量

排出量調整無効化量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
小計	0			0

(表7) グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度(グリーン電力証書、グリーン熱証書)

グリーンエネルギーCO2削減相当量(t-CO2)				
		メニューA	メニューB	残差
グリーン電力証書	0			0
グリーン熱証書	0			0
小計	0	0	0	0

昨年度様式にあったクレジットの上限判定について、本様式では自動処理しているため、事業者側での確認は不要

5. FAQ

5. FAQ

よくあるご質問

	質問	回答
通達	通達はどこにあるか。	以下のリンクからご確認ください。
様式	様式はどこにあるか。	https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/other/effective_use/ontaihou.html
スケジュール	今後のスケジュールはどこに記載されているか。	
算定方法	排出係数の算出対象期間は年度単位だが、毎月の検針日が月半ばである場合、どうすればよいか。	例えば検針日が15日の場合、X-1年度3月16日（X年度4月検針分）～X年度3月15日（X年度3月検針分）として計算することも可能です。
	これから提供する料金メニューの排出係数を公表可能か。	排出係数は実績を基に算出するので、販売実績がない料金メニューについては排出係数を算出・公表できません。
排出係数	入力する数値は整数か。	特に指定はありません。
	公表される排出係数の有効数字は何桁か。	Excel様式での計算においては四捨五入や切り捨て等をせず、そのまま提出してください。公表時は有効数字3桁で掲載されます。
クレジット	地域ごとにメニュー別排出係数を算出する際に、複数の地域分をまとめてクレジットを使用することはできるか。	クレジットは、必要量をまとめて無効化することは可能ですが、地域ごとに使用することが必要です。
	今後、活用可能なクレジットや証書は拡大するか。	現時点では未定です。
報告方法	様式の提出先はどこか。	事務局のメールアドレスへご送付ください。
	販売量情報に係る情報は、提出する必要があるか。	必須ではありませんが、可能であればご提出ください。
	提出する様式の形式はExcelか、PDFか。	Excel形式でご提出ください。
	様式を修正できるか。	提出締切前でしたら、問題ありません。再度ご提出ください。
	報告様式以外に提出するものがあるか。	クレジット等で排出係数の調整を行う場合はその証憑を、料金メニューに応じた排出係数の設定を行う場合は当該メニューを供給したことを示す証憑（契約書等の写し等）をご提出ください。

5. FAQ

説明会における質疑

質問	回答
テナントとして一部電力の供給を受けている場合、ビルオーナーから電力会社の契約情報を書面で提供してもらう必要がありますか。守秘義務等で書面発行されない場合は、代替値で二酸化炭素排出量を算定することとなりますか。	契約情報等までは不要で、ビルオーナーから、電力会社から調達している電気の一部をテナントに供給している旨、情報を入手すればよいです。
小売電気事業者の電力メニューにより取得した非化石証書の電力量は、表8-1に記載すればよいですか。	小売電気事業者が非化石証書を使用した場合には表1のイに調整後排出係数として記載し、自社で非化石証書を入手したということであれば表8-1に記載ください。
コージェネレーションシステムがあります。他の者から調達した熱はありません。発電および排熱は熱製造に使用し、外部供給はありません。別紙4に定める方法で表2は作成するのでしょうか。	コージェネで発生した電気・熱を全部熱製造に使っているのであれば、表2の記載は不要です。発電した電気を所内の照明や動力等、熱供給用の熱源以外に使用している場合で、電気の外部供給がない場合は、p12に記載の方法にて按分ください。
料金メニューの排出係数を公表する場合、販売実績が必要となっておりますが、その期間の基準はありますか。	係数算出対象年度に供給実績があれば、販売期間の制限はありません。
FIT非化石証書の全国平均係数と補正率ほどの数字を使えばよいでしょうか。	SHK制度のウェブサイトに掲載されている経済産業省公表値を利用ください。 https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient_rev4.pdf